

施 政 方 針

御審議をいただきます諸議案の説明に先立ちまして、令和7年度の組合運営の基本方針について、所信の一端を申し述べます。

内閣府が公表した2月の月例経済報告によると、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」としておりますが、先行きについては、「欧米における高い金利水準の継続、中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響のほか、我が国においては、物価上昇、アメリカの政策動向、中東情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」との言葉が付け加えられております。

このような中で、国においては、昨年12月に閣議決定した予算案は、令和6年度当初予算比で2兆9,698億円増の「115兆5,415億円」となり、過去最大を更新しました。

社会保障関係費や防衛費、国債の利払いや返済に充てる国債費が膨らみ歳出拡大が続いています。

一方、令和7年度の地方財政対策では、税収を48.4兆円と対前年度比で3兆円の増収を見込むほか、臨時財政対策債の発行を皆減とするなど地方財政の健全化が図られております。

さらに、地方交付税は対前年度比0.3兆円増の19兆円となり、地方の一般財源総額は令和6年度を上回る額を確保する措置が取られております。

このことから、組合の構成市町におきましては、国からの地方交付税が増額となる見込みではありますが、行政のデジタル化、防災・減災対策、地方創生、そして物価高など、様々な行政課題に対応する必要があるため、厳しい財政運営となることが予想されます。

このような中、当組合では、消防、ごみ・し尿処理、火葬、視聴覚教育など、構成市町から付託されている限られた共同処理事務の範囲ではありますが、本格的な人口減少社会を見据え、デジタル化の推進のため計画を策定し、圏域住民の利便性の向上や事務の効率化を図るための活用方法などを検討してまいりますとともに、「安全・

安心で、圏域住民が快適に暮らせる圏域づくり」を実現すべく、圏域住民の期待と信頼に応えて行かなければならないと考えております。

それでは、令和7年度に特に注力していく施策について、説明いたします。

初めに、「消防事務」について申し上げます。

昨年の各種災害につきましては、元日に発生した能登半島地震を始め、7月には宮崎県日向灘を震源とする地震が発生し、気象庁から初めて南海トラフ地震臨時情報が発令されるなど、全国各地で地震が発生しました。

風水害では、7月に秋田・山形両県で、線状降水帯による大雨災害が発生しました。その際、当消防本部が緊急消防援助隊の「出動準備」の依頼を受け、出動に備えたこともありました。

幸いなことに、当消防本部管内を含む宮城県内では大規模な災害の発生はなかったものの、今後は、気象変動の影響で大型化した台風や局地的な豪雨による土砂災害などの自然災害の増加が予測されます。また、今後30年以内に宮城県沖を

震源とするマグニチュード7クラスの大地震が発生する確率も90パーセントと発表されています。

このことから、令和7年度においても、圏域全体の災害対応力の強化を図るため、消防車両の適正な配備や資機材の充実を図ってまいります。

また、複雑多様化する災害に備えるため、今後も効果的な訓練を実施し災害対応力の向上に努め、圏域住民の生命、身体及び財産を守れるよう対応してまいります。

次に、昨年の火災発生件数は56件で、一昨年より30件減少しておりますが、建物火災が29件と依然として最も多い火災の種別となっております。また、火災によって1名が亡くなられていることから、今後も火災による死傷者の根絶を目指し火災予防の啓発活動を実施してまいります。

次に、救急業務についてであります。

昨年の救急出動件数は、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症による発熱患者からの救急要請が増加したこともあり、一昨年より68件増加の9,133件と過去最高件数を更新しております。

す。そのうち、軽症者の搬送については、救急出動件数全体の3割を超えている状況にあります。

地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるように、「おとなの救急電話相談」や「こども夜間安心コール」の活用を組合広報誌やホームページなどで幅広く圏域住民に周知し、救急車の適時・適切な利用を呼び掛けてまいります。

消防関係事務の最後になりますが、消防署の建替事業についてであります。

角田消防署の建替工事については、角田市による造成工事後、いよいよ本格的に着工を迎え、令和8年の新しい防災拠点の完成に向け工事を進めてまいります。

また、白石消防署の建替工事についても、現在白石市が造成工事を行っているところであり、当組合による基本設計及び実施設計の事務を進めてまいります。

今後とも、組織一丸となって圏域住民の安全・安心のため、より一層、消防組織力の向上や消防体制の強化に努めてまいります。

次に、「環境衛生関係」について申し上げます。

初めに、資源の有効活用と環境負荷の低減を目的とした、メルカリ Shops（ショップス）を活用したリユースの取組について申し上げます。

昨年12月の議会定例会において行政報告いたしましたとおり、仙南リサイクルセンターや仙南クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみの中から、まだ使える物をインターネットでメルカリ Shops（ショップス）に出品し、希望者に購入してもらおう実証実験を、新たに本年4月から取り組んでまいります。

この実証実験に当たりましては、株式会社メルカリと連携し、圏域住民に組合広報やホームページを通じて出品情報の発信を行い、回転率の向上に努めてまいります。

次に、衛生処理施設及び斎苑関係についてであります。

令和7年度におきましても、引き続き各種設備の定期整備を実施してまいりますとともに、公害防止に関する関係法令に基づく各種検査・点検・維持補修などを実施し、施設の安全かつ効率的な

運転管理に万全を期してまいります。

次に、「視聴覚教育・圏域活性化事業」について申し上げます。

初めに、視聴覚教育事業におきましては、各世代が様々な学習ニーズに応じて利活用できる視聴覚教材・機材を適切に整備するほか、地域に根ざしたテーマに基づく視聴覚教材制作の支援を進め、郷土愛、創造力豊かな人材の育成を図ってまいります。

また、圏域の子どもたちの情操を育むため、視聴覚教材に触れる機会を創出するほか、協働教育の一環として、圏域内の教育機関、福祉ボランティア、アーティストなどと連携を図り、感受性豊かな子どもたちに様々な活動を体験する機会をつくり、地域間交流や世代間交流を図ってまいります。

次に、圏域活性化事業についてであります。

将来の圏域文化を担う核となる人材育成事業として実施している「^{アズナイン}AZ9ジュニア・アクターズ養成事業」につきましては、演劇体験ワークシ

ヨップの開催や各種イベントに出演するなど、子どもたちがより参加しやすく、多様で豊かな経験ができる地域に根ざした児童劇団として、更に発展させてまいります。

また、子どもたちが自ら学び活動する場を提供することにより、自主性・主体性を育成する「A Z 9 パスポート事業（社会教育施設の無料開放事業）」につきましても、引き続き実施してまいります。

次に、「仙南芸術文化センター（えずこホール）」について申し上げます。

地域の文化・表現活動の活性化を推進すべく、貸館における利用相談の充実や各種住民創造グループなどとの連携を図るなど、これまで培ってきたノウハウを生かした支援を行ってまいります。

また、部活動の地域移行など、地域が抱える様々な課題もありますことから、仙南圏域の文化活動の拠点施設として、圏域内の市町の動向を踏まえながら、取り組んでまいります。

引き続き、圏域住民が主体的に参加・発信し、

地域の文化を育む「住民参加型事業」、圏域内の学校、福祉施設等と連携、協働し、地域に密着して展開する「アウトリーチ事業」並びに優れたアーティストや公演を招へいし、ホールが世界の窓となって文化芸術に触れていただく「鑑賞事業」の3つの柱の下、「この地域に住む老若男女、障害の有無などに関わらず、人々が心豊かな生活を送り、互いに絆を深めていくための地域の文化拠点」として各種事業を積極的に展開してまいります。

次に、「滞納整理事務」について申し上げます。

滞納整理課の設置から令和5年度までの19年間の徴収総額は、督促手数料・延滞金を含め20億1,172万円となり、引受滞納税総額36億9,512万円に対する徴収率は54.4パーセントとなっております。

令和7年度からは、新たに森林環境税に係る滞納整理事務が加わりますが、市町の自主財源の確保及び税負担の公平性の観点から、積極的に給与、預貯金を含む資産の差押処分を行い、換価可能な

不動産や動産については、一般公売やインターネット公売などを活用して滞納処分を進めてまいります。

また、構成市町担当職員の徴収技術の向上のため、個別事案に関する相談事業を引き続き実施するほか、広報誌などを通して滞納整理課の業務内容を圏域住民に周知し、自主納付の働きかけを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、徹底した催告^{きいきく}や差押処分などを行うことにより、構成市町の徴収率の向上と収入^{みさい}未済額の縮減に取り組んでまいります。

最後に、「介護認定審査会及び市町村審査会事務」について申し上げます。

国の統計では、65歳以上の人口は2042年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計されておりますが、人口減少の影響を受けて、高齢化率は上昇を続け2065年には38.4パーセントに達し、国民の約2.6人に1人が65歳以上となる社会が到来すると推計されております。

こうした中、構成市町では、団塊の世代が75

歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。

このことから、当組合といたしましても構成市町と連携し、要介護認定及び要支援認定に係る審査判定の公平性を確保するとともに、介護認定審査会の適正な運営を行ってまいります。

また、市町村審査会につきましても、更なる円滑な運営を図ってまいります。

以上、主要事項について申し述べましたが、当組合の円滑な運営につきまして、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、施政の所信表明といたします。